

# 横浜市駐車場条例に関する規則等の一部改正の概要

## 1 改正の趣旨

令和8年2月に横浜市駐車場条例が一部改正され、駐車場の利用実態に基づき附置義務台数を緩和する特例（以下「利用実態特例」という。）が追加されました。

つきましては、当該特例の施行に必要な基準等を定めます。また、必要な様式を追加するとともに、既存の様式の修正等を行います。

## 2 改正の内容

### (1) 横浜市駐車場条例施行規則

ア 既設建築物に係る利用実態特例の承認を建替に適用する場合の有効期間について、“**既設建築物に係る利用実態特例の承認を受けた日から起算して5年以内とする**”旨規定します。

イ 各種申請・届出に係る様式(記載事項)及び添付図書を横浜市駐車場条例取扱基準に定めるよう変更します。

### (2) 横浜市駐車場条例取扱基準

ア 隔地の特例の適用事由に関する基準(本文及び別表)を削除します。

イ 既設建築物に係る利用実態特例の承認台数の基準について、“**直近15か月以内の1年間で最も利用された日時における台数を下回らない台数とする**”旨規定します。

ウ 既設建築物に係る利用実態特例を建替に適用する要件について、“**承認を受けた既設建築物の用途を一以上含む**”旨規定します。

エ 既設建築物に係る利用実態特例を建替に適用する場合の承認台数の基準について、“**建替後の建築物の緩和前の附置義務台数から既設建築物における控除(緩和)台数を差し引いた台数とする**”旨規定します。

オ 隔地の特例に係る定期報告書の提出時期(期限)について、“**①初年度：附置義務建築物の工事完了時・②2年度目以降：毎年12月末とする**”旨規定します。

カ 利用実態特例に係る実績報告書の提出時期(期限)について、“**①初回：特例承認後の駐車施設等の供用を開始した日から起算して15か月を経過する日まで・②2～5回目：前年度の報告期限から起算して12か月を経過する日までとする**”旨規定します。

キ 各種申請・届出に係る様式及び添付図書を規定します。

※あわせて、**既存の様式を一体的に見直し**て体裁及び記載事項の統一化を図ります。

※あわせて、**隔地先の駐車場の使用に関する契約書等の提出時期を特例承認申請時から定期報告時に変更**します。

ク その他規定順序の整序化及び表記の補記修正などを行います。

## 3 施行予定日

令和8年9月1日

※別途「横浜市駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」を制定します。